資料５－５　国土交通省資料

令和６年７月23日
熱中症対策推進会議

緑化や水の活用による地表面被覆の改善、都市形態の改善

○　緑地・水面の減少、建築物や舗装などによって地表面が覆われることによる蒸発散作用の減少や地表面の高温化を防ぐため、地表面被覆の改善を図る。
○　都市において緑地の保全を図りつつ、緑地や水面からの風の通り道を確保する等の観点から、緑の拠点の形成、事業間連携などにより、広域的視点に基づく水と緑のネットワークの形成を推進。

①民有地・民間建築物・公共空間等の緑化

※　屋上緑化施工実績　約597haの増加（R4 ←H12）

民間建築物等の敷地内緑化

立体都市公園の整備

道路の緑化

②雨水利用施設の設置

雨水利用施設に貯留された雨水を散水等に利用することにより夏季の暑さ対策への寄与。

「雨水の利用の推進に関する法律(H26.5施行)」に基づく、「雨水の利用の推進に関する基本方針(H27.3決定)」を受け、雨水利用施設の設置等を進め、水資源の有効利用を図る。

雨水利用の推進

○　国自らが率先して雨水の利用を推進し、全国の地方公共団体や民間事業者への波及を図る

雨水利用施設を活用した雨水利用の例

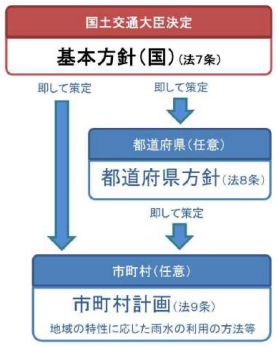

基本方針・計画の体系

③都市における水と緑のネットワーク形成

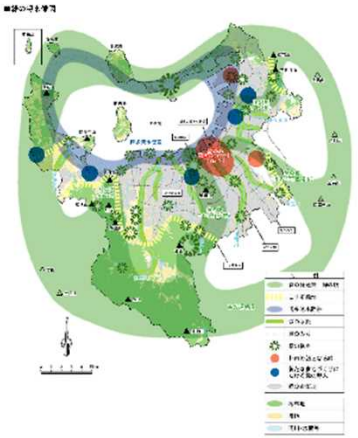

緑の基本計画に基づく
水と緑のネットワーク形成の取組

河川と公園との一体的な再整備

都市に残された緑地の保全

都市緑地法等の一部を改正する法律

令和６年５月22日　成立

背景・必要性

○世界と比較して**我が国の都市の緑地の充実度は低く**、また**減少傾向**。
○**気候変動対応、生物多様性確保、幸福度**（Well-being）**の向上**等の課題解決に向けて、**緑地が持つ機能に対する期待**の高まり。
○ESG投資など、**環境分野への民間投資の機運**が拡大。
○緑のネットワークを含む**質・量両面での緑地の確保に取り組む必要**があるが、
　・地方公共団体において、**財政的制約**や**緑地の整備・管理に係るノウハウ不足**が課題。
　・民間においても、緑地確保の取組は収益を生み出しづらいという認識が一般的であり、**取組が限定的**。
○　また、都市における脱炭素化を進めるためには、**エネルギーの効率的利用の取組等を進める**ことも重要。

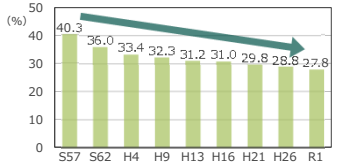

横浜市の緑被率の推移
（令和元年度緑被率の調査結果について（横浜市））

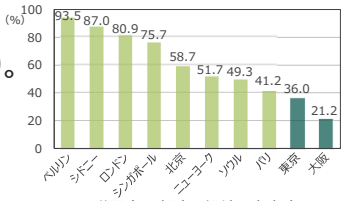

世界主要都市の緑地の充実度
（森記念財団「世界の都市総合ランキング2022」）

法律の概要

１．国主導による戦略的な都市緑地の確保

①国の基本方針・計画の策定【都市緑地法】
・**国土交通大臣が**都市における緑地の保全等に関する**基本方針を策定**。
・**都道府県が**都市における緑地の保全等に関する**広域計画**（仮称）**を策定**。

②都市計画における緑地の位置付けの向上【都市計画法】
・都市計画を定める際の基準に「自然的環境の整備又は保全の重要性」を位置付け。

２．貴重な都市緑地の積極的な保全・更新

①緑地の機能維持増進について位置付け【都市緑地法】
・緑地の機能の維持増進を図るために行う再生・整備を「**機能維持増進事業**」（仮称）として位置付け。
※緑地の保全のため、建築行為等が規制される地区
・特別緑地保全地区※で行う**機能維持増進事業**について、その**実施に係る手続を簡素化**できる特例を創設。<予算>（実施に当たり都市計画税の充当が可能）

②緑地の買入れを代行する国指定法人制度の創設【都市緑地法・古都保存法・都開資金法】
・都道府県等の**要請に基づき**特別緑地保全地区等内の**緑地の買入れや機能維持増進事業を行う都市緑化支援機構**（仮称）**の指定制度**を創設。<予算・税制>

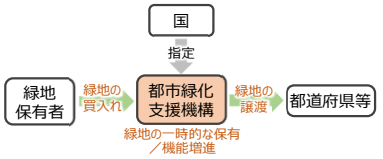

３．緑と調和した都市環境整備への民間投資の呼び込み

①民間事業者等による緑地確保の取組に係る認定制度の創設【都市緑地法・都開資金法】
・緑地確保の取組を行う民間事業者等が講ずべき措置に関する**指針を国が策定**。
・**民間事業者等による緑地確保の取組を国土交通大臣が認定**する制度を創設。<予算>
・上記認定を受けた取組について都市開発資金の貸付けにより支援。

民間事業者による緑地創出の例（千代田区）

②都市の脱炭素化に資する都市開発事業に係る認定制度の創設【都市再生特別措置法】
・緑地の創出や再生可能エネルギーの導入、エネルギーの効率的な利用等を行う**都市の脱炭素化に資する都市開発事業を認定**する制度を創設。
・上記認定を受けた事業について**民間都市開発推進機構が金融支援**。<予算>

予算・税制措置と併せて「まちづくりGX」を推進

工期に関する基準　改正の概要（令和6年3月）

- 「工期に関する基準」は、適正な工期の設定や見積りにあたり発注者及び受注者（下請負人を含む）が考慮すべき事項の集合体であり、建設工事において適正な工期を確保するための基準である（令和２年７月作成）。
- 令和６年４月からの建設業の時間外労働規制適用を踏まえ、規制の遵守の徹底を図るべく、同年３月に同基準を改定。

第１章　総論

（1）背景
（2）建設工事の特徴
（3）**建設工事の請負契約及び工期に関する考え方**
（4）本基準の趣旨
（5）適用範囲
（6）**工期設定における受発注者の責務**

・本基準を踏まえた適正な工期設定は、契約変更でも必要。

・受発注者間のパートナーシップ構築が各々の事業継続上重要。

・受注者は、契約締結の際、時間外労働規制を遵守した適正な工期による見積りを提出するよう努める。

・発注者※は、受注者や下請負人が時間外労働規制を遵守できる工期設定に協力し、規制違反を助長しないよう十分留意する。

・発注者※は、受注者から、時間外労働規制を遵守した適正な工期による見積りが提出された場合、内容を確認し、尊重する。

※下請契約における注文者も同じ

第２章　工期全般にわたって考慮すべき事項

（1）**自然要因**
（2）**休日・法定外労働時間**
（3）イベント
（4）制約条件
（5）契約方式
（6）関係者との調整
（7）行政への申請
（8）**労働・安全衛生**
（9）工期変更
（10）その他

・自然要因（猛暑日）における不稼働を考慮して工期設定。

・十分な工期確保や交代勤務制の実施に必要な経費は請負代金の額に反映する。

・勤務間インターバル制度は、安全・健康の確保に有効。

第３章　工程別に考慮すべき事項

（1）**準備**　（2）施工　（3）後片付け

・会社指揮下における現場までの移動時間や、運送業者が物品納入に要する時間も労働時間に含まれ、適切に考慮して工期を設定。

第４章　分野別に考慮すべき事項

（1）住宅・不動産（2）鉄道（3）電力（4）ガス

第５章　働き方改革・生産性向上に向けた取組について

（優良事例集）

・各業界団体の取組事例等を更新。

第６章　その他

（1）著しく短い工期と疑われる場合の対応
（2）**建設資材価格高騰を踏まえた適切な価格転嫁の対応**
（3）基準の見直し

・資材の納入遅延や高騰は、サプライチェーン全体で転嫁する必要。

まちなかウォーカブル推進事業

（参考）

○車中心から人中心の空間へと転換を図る、まちなかの歩いて移動できる範囲において、滞在の快適性の向上を目的として市町村や民間事業者等が実施する、道路・公園・広場等の整備や修復・利活用、滞在環境の向上に資する取組を重点的・一体的に支援し、「居心地が良く歩きたくなる」まちなかづくりを推進する事業

事業主体等

●市町村、市町村都市再生協議会（社会資本整備総合交付金）　●都道府県、民間事業者等（都市再生推進事業費補助）　いずれも国費率：１／２

施行地区

次のいずれかの要件に該当する地区、かつ、**都市再生特別措置法に基づく滞在快適性等向上区域**（当該区域の周辺整備に係る事業が実施される地区を含む）

① 立地適正化計画策定に向けた具体的な取組を開始・公表している市町村の、市街化区域等内のうち、鉄道・地下鉄駅※から半径1kmの範囲内又はバス・軌道の停留所・停車場※から半径500mの範囲内の区域等　※ピーク時間運行本数が片道で１時間当たり３本以上あるものに限る。

② 観光等地域資源の活用に関する計画があり、かつ、当該区域の整備が都市のコンパクト化の方針と齟齬がないと認められる市街化区域等外の区域

③ 立地適正化計画、広域的な立地適正化の方針等に位置づけられた都市計画区域外の地域生活拠点

対象事業

【基幹事業】
道路、公園、地域生活基盤施設（緑地、広場、地域防災施設等）、高質空間形成施設（歩行支援施設等）、既存建造物活用事業、エリア価値向上整備事業、こどもまんなかまちづくり事業、滞在環境整備事業、計画策定支援事業※等
※都市再生整備計画にグリーン化、デジタル技術・データの活用、子ども・子育て支援等の国が指定する「重点的に取り組むテーマ」及びテーマに即した目標・指標を設定した場合に実施可能

【提案事業】
事業活用調査、まちづくり活動推進事業、地域創造支援事業（市町村の提案に基づくソフト事業・ハード事業）

事業のイメージ

- **歩きたくなる空間の創出　Walkable**
  - 街路空間の再構築
  - 道路・公園・広場等の整備及び既存ストックの改修・改変
  - 道路の美装化・芝生化、植栽・緑化施設や水上デッキの整備等による公共空間の高質化
  - 滞在快適性等向上区域を下支えする周辺環境の整備（フリンジ駐車場、外周道路等の整備）
- **歩行者目線の１階をまちに開放　Eye Level**
  - 沿道施設の１階部分をリノベーションし、公共空間として開放
  - １階部分のガラス張り化等の修景整備
- **既存ストックの多様な主体による多様な利活用　Diversity**
  - 官民の土地・施設を一体的に改修し、自由に利活用できるまちなかハブや公開空地として開放
  - 公共空間にイベント等で利用できる給電・給排水施設等を整備
  - 利活用状況を計測するセンサーの設置や、データを分析・見える化し、まちの情報を発信するシステムの整備
- **開かれた空間の滞在環境の向上　Open**
  - 屋根やトイレ、照明施設、ストリートファーニチャー等の整備
  - 滞在環境整備に関する社会実験やコーディネート等の調査

都市構造再編集中支援事業

（参考）

○「立地適正化計画」に基づき、地方公共団体や民間事業者等が行う都市機能や居住環境の向上に資する公共公益施設の誘導・整備、防災力強化、災害からの復興、居住の誘導の取組等に対し集中的な支援を行い、各都市が持続可能で強靱な都市構造へ再編を図ることを目的とする事業。

事業主体：地方公共団体、市町村都市再生協議会、民間事業者等
国費率　：１／２(都市機能誘導区域内等、地域生活拠点内)、４５%(居住誘導区域内等)　※基幹事業「こどもまんなかまちづくり事業」の国費率：１／２

対象事業

＜市町村、市町村都市再生協議会＞
○都市再生整備計画※に基づき実施される次の事業等のうち立地適正化計画の目標に適合するものをパッケージで支援。　※市町村が作成する都市の再生に必要な公共公益施設の整備等に関する計画

【基幹事業】
道路、公園、河川、下水道、地域生活基盤施設（緑地、広場、地域防災施設、再生可能エネルギー施設等）、高質空間形成施設（歩行支援施設等）、高次都市施設（地域交流センター、観光交流センター、テレワーク拠点施設、賑わい・交流創出施設等）、都市機能誘導区域内の誘導施設※・基幹的誘導施設（医療、社会福祉、教育文化施設等）、既存建造物活用事業、土地区画整理事業、エリア価値向上整備事業、こどもまんなかまちづくり事業　等

【提案事業】
事業活用調査、まちづくり活動推進事業（社会実験等）、地域創造支援事業（提案に基づく事業）

【居住誘導促進事業】
住居移転支援、元地の適正管理　等

＜民間事業者等＞、＜都道府県等（複数市町村が広域的な誘導施設の立地方針を定めた場合に限る。）＞
○都市再生整備計画に位置付けられた都市機能誘導区域内の誘導施設※及び基幹的誘導施設（広域で利用される誘導施設）の整備

－民間事業者に対する支援については、市町村又は都道府県が事業主体に対して公的不動産等活用支援を行う事業であることを要件とし、事業主体に対する市町村の支援額と補助基本額（補助対象事業費の２／３）に国費率を乗じて得られた額のいずれか低い額を補助金の額とする。

※地域生活拠点内では、一部の基幹事業を除く。
※誘導施設については、三大都市圏域の政令市・特別区における事業は支援対象外だが、広域連携を行った場合は政令市を支援対象とする。

施行地区

○立地適正化計画の「都市機能誘導区域」及び「居住誘導区域」
○立地適正化計画に位置付けられた「地域生活拠点(都市計画区域外。都市機能誘導区域から公共交通で概ね30分)※」

－ただし、都市計画運用指針に反して居住誘導区域に土砂災害特別警戒区域等の災害レッドゾーンを含めている市町村、市街化調整区域で都市計画法第３４条第１１号に基づく条例の区域を図面、住所等で客観的に明示していない等不適切な運用を行っている市町村は対象外

※立地適正化計画と整合した市町村管理構想・地域管理構想において、地域生活拠点として位置付けられた区域を含む。

○その他、以下の地区においても実施可能
・立地適正化計画に基づいて誘導施設を統合・整備する場合、廃止された施設の除却等
・都市機能誘導区域及び居住誘導区域に隣接する区域において水辺まちづくり計画がある場合、計画に位置付けられている事業
・市街化区域等内の居住誘導区域外において、あるべき将来像を提示している場合、緑地等の整備
・①居住誘導区域面積が市街地化区域等面積の1/2以下の市町村の居住誘導区域外、②防災指針に即した災害リスクの高い地域であって居住誘導区域外、③市街化区域を市街化調整区域に編入した当該区域、から居住誘導区域への居住の誘導を促進するために必要な事業

市町村が立地適正化計画を作成・公表

まちづくりの方針、都市機能誘導区域・居住誘導区域等を設定

まちづくりに必要な事業を都市再生整備計画に位置づけ

市町村が都市再生整備計画を作成・公表

都市構造再編集中支援事業による支援